

展覧会での知的財産権保護弁法(展会知识产权保护办法)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2006/1/10/art_2790_172128.html

展覧会での知的財産権保護弁法

(2006年1月13日商務部、国家工商総局、国家版權局、国家知識産権局令第1号公布、2006年3月1日施行)

第一章 総則

第1条 展覧会期間中の知的財産権保護を強化し、展覧業の秩序維持、展覧業の健全な発展を推進するため、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国著作権法」及び関連行政法規などに基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法は中国国内で主催される各種経済技術貿易展覧会、展示販売会、博覧会、交易会、展示会などの活動における特許、商標、著作権の保護に適用する。

第3条 展覧会管理部門は、展覧会期間中の知的財産権保護に対する調整、監督、検査を強化し、展覧会の正常な取引秩序を維持しなければならない。

第4条 展覧会主催者は、法律により知的財産権の権利者の合法権益を維持しなければならない。展覧会主催者は、出展者を募集するとき、出展者の知的財産権の保護と出展項目(展示品、展示パネルおよび関連宣伝資料などを含む)の知的財産権の状況に対する審査を強化しなければならない。展覧会期間中、展覧会主催者は知的財産権行政管理部门の知的財産権保護に積極的に協力しなければならない。

展覧会の主催者は、出展者と出展期間中の知的財産権保護条項或いは契約を締結することで、展覧会の知的財産権保護を強化することができる。

第5条 出展者は合法的に出展し、他人の知的財産

権を侵害してはならず、かつ知的財産権行政管理部门或いは司法部門の調査に協力しなければならない。

第二章 投訴処分

第6条 展覧会が3日間(3日を含む)以上で、展覧会管理部門が必要と認める場合、展覧会主催者は展覧期間中に知的財産権の投訴機関を設置しなければならない。投訴機関を設置する場合、展覧会開催地の知的財産権行政管理部门は駐在職員を派遣するとともに、法により権利侵害事件を処分しなければならない。

投訴機関が設立されていない場合、展覧会開催地の知的財産権行政管理部门は展覧会の知的財産権保護に対する指導、監督および関係事件の処分を強化し、展覧会主催者は開催地に関連する知的財産権行政管理部门の連絡担当者、連絡方法などを展覧会場が目立つ場所に公示しなければならない。

第7条 展覧会の知的財産権投訴機関は、展覧会主催者、展覧会管理部門、特許、商標、著作権などの知的財産権行政管理部门の人員で構成され、その職責には以下に掲げる職責が含まれる:

- (1) 知的財産権者の投訴の受付、被疑知的財産権侵害展示品の展覧会開催期間の出展一時中止;
- (2) 関連投訴資料を知的財産権行政管理部门に移管;
- (3) 投訴処分の調整と督促;
- (4) 展覧会の知的財産権保護情報に対する統計と分析;
- (5) その他の関連事項。

第8条 知的財産権者は、展覧会の知的財産権投訴機関に投訴することのほか、知的財産権行政管理部门に直接投訴することもできる。権利者が投訴機関に投訴する場合、以下に掲げる資料を提出しなけれ

ばならない:

(1)合法的で有効な知的財産権の権利帰属証明:
特許の場合は特許証、特許公告公報、特許権者の身分証明書、特許法律状態証明書を提出しなければならない。商標の場合は商標登録証明書で投訴人が署名押印した確認したもの、商標権者の身分証明を提出しなければならない。著作権の場合は著作権の権利証明書、著作権者の身分証明を提出しなければならない;

(2)被疑権利侵害者の基本情報;

(3)被疑権利侵害理由と証拠;

(4)代理人が投訴の場合、委任状を提出しなければならない。

第9条 本弁法第8条の規定に適合しない場合、展覧会の知的財産権投訴機関は速やかに投訴人または請求人に関係資料の補充を通知しなければならない。補充されなかった場合はこれを受領しない。

第10条 投訴人が虚偽の投訴資料を提出或いはその他投訴が真実でなく被投訴人に損失を与えた場合、相応の法律責任を負わなければならない。

第11条 展覧会の知的財産権投訴機関は、本弁法第8条の規定に適合する投訴資料を受領した場合、24時間以内に関連する知的財産権行政管理部門に移管しなければならない。

第12条 地方知的財産権行政管理部門が投訴を受理或いは請求を処分する場合、展覧会主催者に通知するとともに、速やかに被投訴人または被請求人に通知しなければならない。

第13条 知的財産権侵害の投訴或いは請求手続きにおいて、地方知的財産権行政管理部門は展覧会期間に基づき被投訴人または被請求人に答弁期限を指定することができる。

第14条 被投訴人または被請求人が答弁書提出後、地方知的財産権行政管理部門は、さらに調査をする必要と認めた場合を除き、速やかに決定を下すとともに双方当事者に送付しなければならない。

被投訴人または被請求人が答弁期限内に答弁書を提出しない場合、地方知的財産権行政管理部門の決定に影響を及ぼさない。

第15条 展覧会終了後、関連知的財産権行政管理部門は速やかに処分を展覧会主催者に通達しなければならない。展覧会主催者は展覧会での知的財産権保護の統計分析作業を適切に行うとともに、関係状況を速やかに展覧会管理部門に報告しなければならない。

第三章 展覧会期間の特許保護

第16条 展覧会の投訴機関が地方知的財産権局の協力を必要とする場合、地方知的財産権局は積極的に協力し、展覧会の知的財産権保護に参加しなければならない。地方知的財産権局の展覧会期間中の業務には以下に掲げるものを含むことができる:

(1)展覧会投訴機関から移管を受けた被疑特許権侵害投訴の受理、特許の法律・法規の関係規定に基づく処分;

(2)展覧項目の被疑特許権侵害紛争請求の受理、特許法第57条の規定に従った処分;

(3)展覧項目に他人の特許虚偽表示及び特許詐称の疑いがあるとする通報の受理、或いは職権による展覧項目に他人の特許虚偽表示及び特許詐称をする行為の取締、特許法第58条、第59条の規定に基づく処罰。

第17条 以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合、地方知的財産権局は特許権侵害の投訴或いは処分請求を受理しない。

(1)投訴人または請求人が人民法院に特許権侵害訴訟を提起している場合;

(2)特許権が無効宣告請求中の場合;

(3) 特許権帰属紛争で人民法院が審理中或いは特許管理部門が和解を進めている場合；

(4) 特許権がすでに終了し、特許権利者が権利回復手続中の場合。

第 18 条 地方知的財産権局が被投訴人或いは被請求人に通知するとき、現場で速やかに調査と証拠収集を行い、事件に関係する文書を閲覧・複写し、当事者に対する質疑を行い、写真やビデオ撮影などの方法による現場検証を行うことができるほか、サンプル抽出による証拠の収集することもできる。

地方知的財産権局は証拠収集では必ず記録を作成し、担当者、証拠取得を受けた当事者の署名押印をとらなければならない。証拠取得を受けた当事者が署名押印を拒絶した場合、調書に原因を明記しなければならない。他の者が現場にいた場合、同時にその者が署名することもできる。

第四章 展覧会期間の商標保護

第 19 条 展覧会の投訴機関が地方工商行政管理部門の協力を必要とする場合、地方工商行政管理部門は積極的に協力し、展覧会の知的財産権保護作業に参加しなければならない。地方工商行政管理部門の展覧会期間中の業務には以下に掲げるものを含むことができる：

(1) 展覧会投訴機関から移管を受けた被疑商標権侵害投訴の受理、商標の法律・法規の関係規定に基づく処分；

(2) 商標法第 52 条の規定に適合する商標専用権侵害投訴の受理；

(3) 職権に基づく商標違法事件の調査、処分。

第 20 条 以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合、地方工商行政管理部門は商標専用権侵害の投訴或いは処分請求を受理しない：

(1) 投訴人或いは請求人がすでに人民法院に商標権侵害訴訟を提起している場合；

(2) 商標権がすでに無効或いは取消を受けている

場合。

第 21 条 地方の工商行政管理部門は受理決定後、商標法律法規などの関係規定に基づき調査・処分を行うことができる。

第五章 展覧会期間の著作権保護

第 22 条 展覧会の投訴機関が地方著作権行政管理部門の協力を必要とする場合、地方著作権行政管理部門は積極的に協力し、展覧会の知的財産権保護作業に参加しなければならない。地方著作権行政管理部門の展覧会期間中の業務には以下に掲げるものを含むことができる：

(1) 展覧会投訴機関から移管を受けた被疑著作権侵害投訴の受理、著作権法の法律・法規の関係規定に基づく処分；

(2) 著作権法第 47 条に規定する著作権侵害に適合する投訴の受理、著作権法の関係規定に基づく処罰。

第 23 条 地方の著作権行政管理部門が投訴或いは請求の受理後、以下に掲げる手段による証拠収集ができる：

(1) 被疑権利侵害行為に関係する文書ファイル、帳簿及びその他の書類資料の閲覧、複写；

(2) 被疑権利侵害コピー製品を証拠にサンプル抽出；

(3) 被疑権利侵害コピー製品の登録と保存。

第六章 法律責任

第 24 条 被疑知的財産権侵害投訴に対して、地方知的財産権行政管理部門が権利侵害の成立を認定した場合、展覧会管理部門と共同で出展者に対して法により処分を行わなければならない。

第 25 条 発明或いは実用新案特許権の被疑権利侵害の処分請求に対して、地方知的財産権局が権利侵害の成立を認定した場合、特許法第 11 条第 1 項

の販売の申し出行為及び特許法第 57 条の権利侵害人の権利侵害行為の即時停止を命じる規定に基づき処分を決定し、被請求人に展覧会場から権利侵害展示品の撤収、権利侵害製品の宣伝資料の廃棄、さらに権利侵害項目を紹介する展示パネルの交換を命ずる処分を決定しなければならない。

意匠特許権に対する被疑権利侵害の処分請求に対して、被請求人が展覧会場でその展示品を販売し、地方知的財産権局が権利侵害と認定した場合、特許法第 11 条第 2 項の販売行為の禁止規定及び第 57 条の権利侵害人の権利侵害行為の即時停止を命じる規定に基づき処分を決定し、被請求人に展覧会場から権利侵害展示品の撤収を命ずる処分決定をしなければならない。

第 26 条 展覧会期間中に他人の特許の虚偽表示或いは非特許商品に特許製品の詐称、非特許方法に特許方法の詐称をした場合、地方知的財産権局は特許法第 58 条と第 59 条の規定に基づき処罰しなければならない。

第 27 条 商標事件の処分請求に対して、地方の工商行政管理部門が権利侵害を認定した場合、商標法及び商標法実施条例などの関係規定に基づき処罰しなければならない。

第 28 条 著作権及び関連権利侵害の処分請求に対して、地方の著作権行政管理部門が権利侵害を認定した場合、著作権法第 47 条の規定に基づき処罰し、権利侵害の展覧品及び権利侵害の展覧品の紹介のための宣伝資料を没収、廃棄処分し、展覧項目を紹介する展示パネルは交換しなければならない。

第 29 条 調査により投訴或いは請求された展覧項目が人民法院或いは知的財産権行政管理部門により権利侵害の判定或いは決定がなされるとともに法的効力が生じた場合、地方知的財産権行政管理部門

は第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条に規定される処分決定を直接行うことができる。

第 30 条 請求人が被請求人の権利侵害展覧行為の差止請求のほか、同一の被請求人のその他の知的財産権侵害行為の差止を請求していた場合、地方の知的財産権行政管理部門はその管轄地域内の被疑権利侵害行為に対し、関係する知的財産権法律・法規および規則に基づき処分を行うことができる。

第 31 条 出展者の権利侵害が成立した場合、展覧会行政管理部門は法律により関係出展者を公告することができる。出展者が連続 2 回以上権利侵害行為を行った場合、展覧会主催者はその出展者の次回の展覧会への参加を禁止しなければならない。

第 32 条 主催者の展覧会での知的財産権保護が不十分な場合、展覧会行政管理部門は主催者に警告するとともに、情状に応じて法律により関係展覧会の再開の申請を承認しなければならない。

第七章 附則

第 33 条 展覧会終了後に事件の処分がまだ終了しない場合、事件の関係事実と証拠を展覧会主催者に確認のうえ、展覧会開催地の知的財産権行政管理部門は 15 営業日以内に管轄権を有する知的財産権行政管理部門に移管し、法により処分することができる。

第 34 条 本弁法での知的財産権行政管理部門は特許、商標、著作権行政管理部門をいう。本弁法における展覧会行政管理部門は展覧会の認可部門或いは登録部門をいう。

第 35 条 本弁法は 2006 年 3 月 1 日から実施する。

展覧会での知的財産保護手引(展会知识产权保护指引)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/7/22/art_545_176737.html?xxgkhide=1

展示会での知的財産保護手引

国知発保字〔2022〕30号 2022年7月20日

第一章 総則

第1条 知的財産権保護活動の全面的な強化配置をさらに実行し、展覧会の知的財産権保護管理を規範化するため、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和國特許法」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國電子商取引法」、「展示会での知的財産権保護弁法」などの法律規定と関連政策に基づき、本指南を制定する。

第2条 本手引は中国国内で開催される各種オンライン・オフラインの経済技術貿易展覧会、展示即売会、博覧会、交易会、展示会などの活動における知的財産権の保護に適用する。

第3条 展覧会の知的財産権保護活動は職能部門の指導・監督管理、展覧会主催者の具体的な責任、出展者の信義誠実・自律、社会一般公衆による広範な監督の原則に従う。

第4条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、当地域内で開催される展覧会に対する知的財産権保護の統一的な調整、専門的な指導と監督・検査を強化し、展覧会の知的財産権保護秩序を維持しなければならない。

第二章 展覧会前の保護

第5条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、展覧会での知的財産権保護の宣伝を強化し、知的財産権保護の法律と関連技術コンサルティングを提供し、出展者の知的財産権保護の意識を向上させる支援をしなければならない。

第6条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、出展契約における知的財産権保護関連条項に対して指導を強化し、関係者が約定した条項の以下に掲げる内容を明確にするよう推進しなければならない：

(1) 出展者が展示会での知的財産権保護規則を自覚し遵守することの確約；

(2) 出典展示品、展示品の包装、展示ブースのデザイン及びブースのその他の出展部分などの展示項目(注：展示品、展示パネルおよび関連宣伝資料などを含む)が他人の知的財産権を侵害しないことの確約；

(3) 出展者は出展項目の権利証明の開示、検査協力などの義務を自発的に果たすこと；、

(4) 展示会での知的財産権保護業務の実際の必要性から約定したその他の条項。

第7条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、展覧会主催者の要請に応じて、展覧会主催者に出展項目の知的財産権状況の確認するよう指導することができる。

第8条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、関連部門と連携し、展覧会主催者に国の関連規定と実際の必要性に基づき業務拠点を設置するよう指導するだけでなく、展覧会主催者の要請に応じて関連スタッフ、法律執行官、技術専門家、法律専門家の業務拠点駐在を調整することができる。業務拠点は主に以下に掲げる業務を担当する：

(1) 知的財産権に関する投訴の受理；

(2) 展覧会期間中の知的財産権侵害紛争の調停；

(3) 知的財産権に関する法律法規及び政策コンサルティングの提供；

(4) 被疑知的財産権侵害投訴に対する判断意見の提供、展覧会主催者による処分の調整；

(5) 展覧会開催地の知的財産権管理部門に関連

投訴状況と資料の移送、関連法執行部門に嫌疑違法証拠情報の移送；

(6) 展示会の知的財産権保護情報のまとめと分析；

(7) その他の関連事項。

第9条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、必要に応じて国家知識産権局に各地の知識産権管理部門との調整を要請し、管轄区の出展企業に被疑知的財産権侵害のあるリスクについて自己調査を展開するよう指導し、出展者の知的財産権保護に対する業務指導を強化することができる。

国家知的財産権局は、状況に応じて、出展者の登録地の知的財産権管理部門と調整し、法に基づき特定の出展者を検査することができる。

第三章 展覧会期間中の保護

第10条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、展覧会主催者に知的財産権情報公示制度の構築を指導し、展覧会での投訴経路、投訴方式などの情報を公表しなければならない。

第11条 展示会における被疑知的財産権侵害の商品或いは行為に対する現場での投訴は、業務拠点で受理することができる。

第12条 業務拠点に投訴する場合、投訴資料は一般的に以下に掲げるものを含まなければならない：

(1) 投訴申請書、投訴人と被投訴人の基本的状況、投訴された出展項目の被疑知的財産権侵害の事実、理由と関連証拠資料；

(2) 有効な知的財産権の権利帰属証明で、特許証、特許登録公告公報、特許権者の身分証明書、商標登録証明書類、商標権利者の身分証明書、地理標識公告公報、地理標識専用標識の合法的使用者証明書及びその他の知的財産権の法律状態の証明資料などを含む；

(3) 委託代理人が投訴する場合、授權委任状及び

代理人の身分証明書を提出し、授權委任状には委託人の署名或いは押印があり、かつ委託事項と権限が記載されていなければならない。

(4) その他の必要な証明資料。

業務拠点は、作業の必要性に応じて、統合書式或いはウェブページへのリンクを提供することができる。

第13条 業務拠点は投訴の受理後、法律法規と手順の要件に厳格に従い関連投訴を処分するとともに、展覧会の主催者と被投訴人に速やかに通知しなければならない。

第14条 被投訴人は通知を受けた後24時間以内に正当な理由なく書面による意見陳述及び証拠資料を提出していない場合、或いは被投訴出展項目の権利侵害の事実が発効した法律文書により確認された場合、或いは被投訴人が権利侵害を認めた場合、業務拠点は展覧会的主催者と調整し、速やかに次の措置を取らなければならない。これには、これには展示の取消、遮蔽及びウェブリンクの削除、遮断、切断などをふくむがこれらに限らない。

第15条 以下に掲げる場合、業務拠点は関係部門に移管して処分することができる：

(1) 投訴人が知的財産権管理部門或いはその他の行政部門に被疑権利侵害の投訴した、或いは人民法院に起訴した場合；

(2) 知的財産権の帰属の争議がある場合。

第16条 業務拠点が投訴資料を受領し、本手引第12条の規定に適合しない場合、速やかに投訴人に補充資料を通知しなければならない。投訴人が規定の期限内に要求された補充をしていない場合、この投訴は受理しない。

第17条 業務拠点の職員は知的財産権侵害紛争に利害関係がある場合、回避しなければならない。

第 18 条 業務拠点が設置されていない場合、展覧会開催地の知的財産権管理部門は展覧会での知的財産権保護の指導監督と紛争処分を強化しなければならない。

第四章 展覧会後の保護及びその他の管理

第 19 条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、投訴処分の状況に基づき、関連資料を出展者登録地の知的財産権管理部門に移送し処分することができる。

第 20 条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、展覧会主催者に対し、出展者の知的財産権侵害や模倣、悪意のある投訴などの行為を記録するよう指導しなければならない。

第 21 条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、展覧会主催者を指導し、展覧会の知的財産権に関する情報を統計、展覧会での知的財産権に関する投訴、紛争処分状況などの統計をするとともに、展覧会終了後 10 営業日以内に展覧会開催地の知的財産権管理部門に報告させなければならない。

第 22 条 展覧会開催地の知的財産権管理部門は、法執行部門及びその他の関連行政管理部门と展覧会の知的財産権保護活動における調整を強化しなければならない。

展示会開催地の知的財産権管理部門は、成功経験を速やかに総括し、効果的手法を普及させ、優秀事例を宣伝しなければならない。

以上